

# 公益財団法人静岡県結核予防会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県結核予防会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県の結核予防と相俟って結核を中心とする疾病の予防に関する事業を行い、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 結核を中心とする疾病の予防のための健康診断の実施及び予防思想の普及
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、この法人の目的を行うために不可欠な基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理及び運用)

第7条 資産の管理及び運用は、理事長が行うものとする。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
- 3 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 この法人が重要な財産の処分又は譲受けをしようとするときは、前項と同様の手続を経なければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、その事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 理事長は、第1項の書類を毎事業年度開始の日の前日までに静岡県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、その事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に法令で定められた第1項の書類を静岡県知事に提出しなければならない。
- 4 この法人は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定

めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員 (国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人 (特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 16 条 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求をした評議員が裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の日1週間前までに評議員に対して評議員会の日時、場所、目的である事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって評議員の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く。)の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び出席した評議員のうち議長が指名した2名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代

表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及び配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長が欠けたときはその職務を行い、理事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、理事会で別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は、これらの行為をする恐れがある場合において、これによりこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第31条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。



(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の実任免除)

第 34 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって理事又は監事の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、損害賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号の最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、名誉会長 1 名及び顧問 1 名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会において選任する。

3 名誉会長及び顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるができる。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 36 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週

間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

- (4) 第29条第1項第4号の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同項第5号の規定により監事が理事会を招集するとき。

#### (招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (議長)

第40条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるときは、副理事長、常務理事の順序によりこれに当たる。

#### (決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

#### (報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもつ

て議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を置くことができる。

- (1) 表彰選考委員会
- (2) その他理事会が必要と認めた委員会

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議により、変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 その他の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第 52 条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
  - (5) 評議員会及び理事会の議事録
  - (6) 事業計画書
  - (7) 収支予算書
  - (8) 事業報告
  - (9) 貸借対照表
  - (10) 正味財産増減計算書
  - (11) 前 3 号の附属明細書
  - (12) 財産目録
  - (13) 監査報告
  - (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (15) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第 53 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

## 第 12 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 13 章 雑 則

### (委任)

第 56 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は小野寺恭敬、副理事長は小林健司、常務理事は鈴木美行とする。